

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### I. 資金移動業者

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	内閣府令別紙様式第1号等	<p>申請書に資金移動業の業務上主要な活動が行われている場所が記載されることになっているが、「主要な活動が行われている場所」の定義を現金の受払等をしていることがおかしいと思われる。</p> <p>資金移動業の主要な活動は、資金移動の依頼を受け付けることであり、現金の受け渡しではない。</p> <p>資金移動の依頼の受付を委託先に依頼している場合は、申請書に記載すべきであり、単に現金の収納のみを委託している場合には、申請書への記載は不要ではないか。</p>	<p>資金移動業者が利用者との現金の受払いを行う営業所については、資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所と考えております。したがって、利用者保護の観点から、当該営業所の名称及び所在地を資金移動業者府令別紙様式1号第3面（又は同様式第2号第4面）に記載する必要があります。</p> <p>一方、記載内容の合理化等の観点から今回の改正において、委託先の営業所の名称及び所在地については、同様式第1号第3面（又は同様式第2号第4面）への記載を不要としています。</p> <p>（ただし、委託先の名称、住所及び委託に係る業務内容については、同様式第1号第6面（又は同様式第2号第7面）に記載する必要があります。）</p>